

熊本県公報

第13451号 令和7年(2025年) 7月18日(金)

(每週 火·金発行)

目 次

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(宮野河内加入 区) · · · · · · · · (団体支援課) 1 ○家畜伝染病 (ヨーネ病) の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・ (畜産課) 1 ○ 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課) ○ 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(道路保全課) ○ 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課) ○ 定期種畜検査結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(畜産課) 2 2 2 ○障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業者の指定・・・・・ (障がい者支援課) ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止・・・・・ (" ") 2 3 ○土地改良区の定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農村計画課) 3 ○第27回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷等の請負 一式に係る随意契約の相手方の決定・・・・・・・・・・・・・・・・(市町村課) ○農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・・・・・・(担い手支援課) 3 3 ○公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(監理課) ○農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・・・・・(担い手支援課) 6 6 ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・ (建築課) 8 載依頼 ○熊本県議会議員記章着用規程の一部を改正する規程・・・・・・・ (議会事務局)

告 示

熊本県告示第572号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和7年(2025年)7月18日から令和7年(2025年)8月1日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

加入区の名称	発起人の住所及び氏 名	法第113条第1 項の申出をする漁 業協同組合	縦覧場所
宮野河内加入区	天草市河浦町宮野河 内203番地1 中村 富雄 天草市河浦町宮野河 内130番地 杉元 孝 天草市河浦町宮野河 内91番地5 嶋崎	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第573号

※ 家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。 令和7年 (2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	令和7年(2025年)	合志市	1戸1頭	乳用牛
		6月23日			

熊本県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)7月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

-	7-				
	道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
	主要地方道	熊本高森	上益城郡益城町大字惣領字野添	395.1	交安街
		線	1301番地先から		
			上益城郡益城町大字惣領字立道		
			1441番4地先まで		

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)7月18日

熊本県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)7月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領字野添 1303番2地先から	7.4	交安街
		同所 1303番2地先まで		

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)7月18日

熊本県告示第576号

一家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)7月18日

能本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
6月18日 (水)	11374253412	1頭	肉用牛	1級	赤水牧野組合

熊本県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)7月18日

能本県知事 木 村 敬

		V/V (1 : NIV VID 45	1 7 7
事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事 務所の所在地及び代表者 の氏名		指定年月日
訪問介護事業所みらい	つむぐみらい株式会社	同行援護	令和7年(20

上益城郡益城町大字島田	上益城郡益城町大字島田	25年)8月1
960番地1	960番地1	日
	大平 浩司	

熊本県告示第578号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定に より公示する。

令和7年(2025年)7月18日

能本	1目、4□	車.	木	村	敬
		#	//>	41.11	THI X

事業所の名称及 び所在地	事業者の名称、主た る事務所の所在地及 び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所 支援の種類
通所支援事業所	医療法人 こころ 八代市豊原下町33	令和7年(2 025年)7	4 3 5 3 0 0 0 1 2 0	指定放課後 等デイサー
天草市本渡町広	25番地の1	月19日		ビス
瀬458番地1	荒木 幹太			指定保育所
8				等訪問支援

告 公

熊本県公告第442号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合理事長藤本一臣から令和7年(2 025年)7月1日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)7月8日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項 の規定により公告する。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第443号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい う。) 第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 1
 - 第27回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷等の請負 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 熊本県総務部市町村・税務局市町村課
 - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日 3
 - 令和7年(2025年)6月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 株式会社熊本日日新聞社 熊本県熊本市中央区世安1-5-1
- 随意契約に係る契約金額 5
 - 39、099、984円(うち消費税及び地方消費税の額3、554、544円)
- 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約 随意契約の理由 7
 - 特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第444号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定によ り公告する。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬 1

農用地利	田住珪	姓 / 中 / 年 計	雨の畑田
展用地利	用 朱 似	守化進司	囲り派を

1 農用地利用集積等促出		
所有権の移転を		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 條一	熊本市	熊本市北区植木町内字粕道1716
成年被後見人 田代	熊本市	熊本市北区植木町田底字古川1723ほか3
裕一		筆
成年後見人 有働	山鹿市	
真澄		
寺本 和文	熊本市	熊本市西区河内町船津字迫1796-1
吉川 美代子	広島県広島	熊本市西区沖新町字高砂4758-1ほか1
	市	筆
高本 洋子	熊本市	熊本市西区河内町白浜字北丸尾1789ほか
		4 筆
横田浩一	熊本市	熊本市西区河内町白浜字馬米1182ほか1
	· · ·	筆
平江 清治	熊本市	熊本市南区富合町木原字佛生187
田中トシ子	熊本市	熊本市南区白石町字南二丁分462-1ほか
	W. 1. 14	
木下 照明	熊本市	熊本市南区美登里町字小井手端1161-1
\(\sum_{\subset}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\supper}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\sum_{\supper}}\) \(\sum_{\s	W. 2 1 2 114	ほか2筆
	熊本市	熊本市南区奥古閑町字中沖田994-1
森下 サチ子	字城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1939-2
中西理王	字城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1902
岩下俊郎	西原村	一丁級市二角町至価子崗ノ本 I 9 0 2 阿蘇市一の宮町中通字九ノ坪 I 9 9 0 - 1
	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字六田269-1ほか2
佐藤 健児	PPJ 無水 1 1	
五四 火烧	阿萨士	· ·
西岡 光俊	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807-682ほか1 筆
 中村	阿蘇市	華
中村 辰司		
	基源士	か1筆
島田道子	菊池市	菊池市七城町高島字米田 3 0 1 菊池市西寺字西前田 1 3 4 0
松永邦弘	菊池市	
塚本 節子	合志市	合志市上庄字千経塚2752
田代正誠	合志市	合志市豊岡字下定ノ上1149-1ほか2筆
髙本 重満	合志市	合志市野々島字丸内2733
荒木 啓二	御船町	上益城郡御船町大字木倉字筒井崎7496
増田 一男	甲佐町	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上827ほか1
	Inter I. I.	第
河田 美佐子 外1	熊本市	上益城郡甲佐町大字船津字松本748-3ほ
名	A de la company	か 2 筆
福岡文子	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字塚田2611-2
尾前 弘美	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字新堀1157-1
上野 美代子	長洲町	玉名郡長洲町大字腹赤字堀越1367
岩本 秀文	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿996-1
新鶴田 浩一郎	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿997-1
緒方 信子	人吉市	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿998-1
今井 義昭	あさぎり町	球磨郡錦町大字木上南字三角川1926-2
		ほか 2 筆
大塚 恭徳	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字霾子50-2ほか
		5 筆
本郷 梅子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立1851-2
		ほか2筆

坂梨 公介	西原村	阿蘇郡西原村大字鳥子字桑木迫1415-1 ほか1筆
今村 誠一郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字覚井3177ほか3

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
所有権の移転を受		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
濱口 諒祐	熊本市	熊本市西区河内町白浜字水谷1308-1
松村 城二	熊本市	熊本市西区河内町野出字段畑1342-1ほか1筆
髙木 幸一	熊本市	熊本市東区秋津町沼山津字長田2304ほか 1筆
株式会社ミチファッ トリア	熊本市	熊本市南区海路口町字奥古閑開二番割534 ほか2筆
槌田涼太	熊本市	熊本市南区銭塘町字宇土開3853ほか2筆
川村良行	宇城市	宇城市小川町中小野字二番割1376-1
境一紘	宇土市	宇土市走潟町字走潟1030
有限会社阿蘇デザイ	阿蘇市	
ンファーム	,	
下原 春雄	阿蘇市	阿蘇市乙姫字東無田下387-1
高橋 一郎	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字大田115-3ほか1 筆
立石翼	阿蘇市	阿蘇市黒川字東中無田831-1
中川 泰志	阿蘇市	阿蘇市乙姫字東無田下386
有限会社一郎ファーム	大津町	菊池郡大津町大字杉水字上鶴2308
株式会社なかせ農園	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字中原2352
有限会社つだ牧場	大津町 大津町	報池郡大津町大字平川字小屋1133
矢島 裕久	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字三辻529-1
有限会社ダイシン	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字東原1893ほか 5筆
株式会社ラージアップ	大津町	菊池郡大津町大字平川字高良4109-1
有限会社月尾企画	大津町	菊池郡大津町大字森字大久保650-2ほか 9筆
上田徳行	熊本市	上益城郡益城町大字島田字下戸出1840- 1
緒方 啓司	益城町	上益城郡益城町大字広崎字荒牧99ほか3筆
堀川 博光	益城町	上益城郡益城町大字島田字下戸出1852
上野 幸述	甲佐町	上益城郡甲佐町大字船津字上川原1405-
田端 孝士	甲佐町	上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第一35-4 ほか1筆
伊豆野 誠	甲佐町	上益城郡甲佐町大字上揚字山下131-1ほ か7筆
藤本陽一	玉東町	玉名郡玉東町大字原倉字七ツ松177-15 ほか2筆
株式会社有田牧場	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水55-1
中村好文	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1779-1ほ か1筆
西俊一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字尾脇1915
藤原正博	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字藤兵衛松 1 2 7 1 - 4 2
株式会社マルナカ	錦町	球磨郡あさぎり町免田西字五本松2333
		球磨部めさぎり町上東字新石坂701
樅木 聖也 大石 康宣	あさぎり町 錦町	球磨郡錦町大字西字木揚2056-1ほか3
立作 浩一	錦町	筆 球磨郡錦町大字西字才ノ原 2 4 4 7 ほか 2 筆
宮原洋	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字村ノ上383-1ほ
株式会社中嶋牧場	相良村	か3筆 球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上819-3ほ か10筆
		パ1 U 丰

2 認可年月日 令和7年(2025年)7月8日

熊本県公告第445号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局玉名横島海岸保全事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定 により公告する。

報

令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (水準測量)	令和7年(2025年)	熊本県玉名市大浜町、横
	7月7日から	島町共栄、横島地内
	令和8年(2026年)	
	3月24日まで	

熊本県公告第446号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の 規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定によ り公告する。 令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定 等を行う者賃借権の設定等を受ける者農地中間管理権の設定等 賃借権の設定等を受ける氏名又は名称 尾方 溝口 中スエ り町住所 尾方 展方 展方 展方 展方 原元氏名又は名称 原元 原元 原元住所 原子 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原本 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原元 原本 原本 中本 原本 中本 中本 原本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 中本 <br< th=""><th>土地 清水 山下</th></br<>	土地 清水 山下
等を行う者 氏名又は名称も者 氏名又は名称住所 氏名又は名称住所 原力氏名又は名称 原力住所 原力様々 原本 原理 所述 原理 原理 原理 <	土地 清水 山下
氏名又は名称 住所 氏名又は名称 住所 尾方 建一郎 人吉市 尾方 球三郎 あさぎ 球磨郡あさぎり町上西字 第日 ヤスエ あさぎ 機木 繁光 あさぎ 球磨郡あさぎり町皆越字 り町 り町 547-1	清水 山下
溝口 ヤスエあさぎ り町規木 繁光 り町あさぎ り町球磨郡あさぎり町皆越字 	山下
溝口ヤスエあさぎ機木繁光あさぎ球磨郡あさぎり町皆越字り町り町547-1	
り町 り町 547-1	
	 引 存
鮫島 滿子 あさぎ 北川 省二 あさぎ 球磨郡あさぎり町須恵字	引存
	23/12
り町 り町 1329-1ほか1筆	
愛甲 英一 あさぎ 出水田 一夫 あさぎ 球磨郡あさぎり町深田南生	字一
り町 り町 丁田24-1	
井本 清一 あさぎ 井本 稔 あさぎ 球磨郡あさぎり町岡原北台	字天
り町 り町 神150ほか27筆	
上村 友明 多良木 株式会社丹後 あさぎ 球磨郡あさぎり町免田東生	字北 一
町 牧場 り町 吉井2283-1ほか19	筆
福田 園子 あさぎ 谷川 新二 あさぎ 球磨郡あさぎり町上北字	田中
り町 り町 637-1	
中村 幸子 あさぎ 那須 勇一 湯前町 球磨郡あさぎり町岡原南生	字堀
り町 川694-1ほか1筆	
┃恒松 秀行 ┃あさぎ ┃家城 智紀 ┃錦町 ┃球磨郡あさぎり町須恵字	鳶山
り町 1626-3	
愛甲 明生 あさぎ 家城 智紀 錦町 球磨郡あさぎり町須恵字	鳶山
り町 1626-1ほか2筆	
鮫島 滿子 あさぎ 農事組合法人 あさぎ 球磨郡あさぎり町須恵字	中尾
り町 須恵かちゃあ り町 1459-1	
酒井 孝則 あさぎ 農事組合法人 あさぎ 球磨郡あさぎり町須恵字	中尾
り町 須恵かちゃあ り町 1458-1	
藏座 武光 水上村 藏座 良春 水上村 球磨郡水上村大字湯山字	易ノ
野1167-32	
甲斐 尚稔 水上村 幸野 敏朗 水上村 球磨郡水上村大字岩野字。	上鶴
2778ほか3筆	
川原 良一 水上村 山田 栄次 水上村 球磨郡水上村大字湯山字	行井
手2028	

廣末 光	水上村	西本 初喜	水上村	球磨郡水上村大字岩野字原8 29ほか4筆
小川 和典	多良木町	小川 博樹	多良木町	球磨郡湯前町字下松下602
小川 和典	多良木町	農事組合法人たらぎ大地	多良木町	球磨郡湯前町字下松下602
勘米良 高宏	湯前町	多良木 真治	湯前町	球磨郡湯前町字平榎 2 0 6 8 -1
勘米良 高宏	湯前町	那須 博幸	湯前町	球磨郡湯前町字平榎2118
勘米良 高宏	湯前町	株式会社常笑 ファーム	湯前町	球磨郡湯前町字平榎2059 -1ほか3筆
岩野 昌英	湯前町	久保田 宏	湯前町	球磨郡湯前町字北高沖456
平畑 しま子	湯前町	久保田 宏	湯前町	球磨郡湯前町字下長尾1693-1
佐藤 良子	湯前町	蔵座 庄蔵	多良木町	球磨郡湯前町字寺田5184 -2ほか1筆
山口 昌子 (亡)東田	兵庫県 宝塚市	太田 国博	湯前町	球磨郡湯前町字上染田2545-2
務			NO NO PERSONAL PROPERTY OF THE	
田中 朋子	湯前町	園田 廣善	湯前町	球磨郡湯前町字宮久保147 7ほか2筆
那須明美	神奈川 県相模 原市	宮﨑勇市	湯前町	球磨郡湯前町字下牧良5326-2
尾方 利昭 (亡)尾方 年次	多良木町	椎葉 龍一	多良木町	球磨郡湯前町字下松下614
平田 トモ子	湯前町	株式会社ミツショウ	湯前町	球磨郡湯前町字下大瀬776 -1ほか2筆
落合 靖則	湯前町	椎葉 浩幸	湯前町	球磨郡湯前町字七ツ山115 6-1ほか1筆
西 幸子	相良村	中村 賀津男	山江村	球磨郡相良村大字川辺字中高 原81-45ほか2筆
西 猛志	相良村	伊東 明継	相良村	球磨郡相良村大字深水字宮ノ 前1976ほか1筆
山下 哲也	相良村	杉本 和博	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字立神 1034-34ほか3筆
村上 照美	相良村	西田 義和	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字入口 545-14ほか5筆
西村 藤雄	錦町	田中 繁幸	錦町	球磨郡錦町大字一武字堂ノ下 3367-1
味岡 章太郎 (亡)味岡 茂	熊本市	東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字新並木3-60ほか3筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	具信権の設定等を支げる工地
和田 幸治	錦町	球磨郡錦町大字一武字福島19-1
谷口 博紀	錦町	球磨郡錦町大字木上東字宝満542ほか5筆
内田 啓二	錦町	球磨郡錦町大字西字筌場367ほか1筆
内田 啓二	錦町	球磨郡錦町大字西字瀬ノ上378-1ほか1筆

植木 義弘

|錦町

球磨郡錦町大字木上西字日記堂1447

認可年月日

令和7年(2025年)7月9日

熊本県公告第447号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 令和7年(2025年)7月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡大津町大字杉水字下水迫3536番、同3537番及び同3538番1 4,997.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 熊本市中央区神水本町3番56号 株式会社陽宏

登載 依頼

熊本県議会告示第4号

熊本県議会議員記章着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年(2025年)7月18日

熊本県議会議長 髙野 洋介

熊本県議会議員記章着用規程の一部を改正する規程

熊本県議会議員記章着用規程(昭和34年4月28日議会公告第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「議員に貸与するものとする」を「任期ごとに、議員一人につき一個を交付する」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中「届け出で」を「申し出て」に、「弁償」を「負担」に改め、同条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条第2項中「貸与」を「交付」に、「、紛失年月日、紛失事由、返納月日」を「等」に改め、同条を第5条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式

1 型式及び付属

勲章略章型 金属部分 金色 モール部分 紺色

裏笠 タイタック式とし、台座に「熊本県議会議員記章」名と年号及び番号を刻印する。付属として絹編み紺色、引環付防止紐をつける。

2 寸法

直径18ミリメートル、枠部高さ4.5ミリメートル

附則

- 1 この規程は、令和9年4月30日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の熊本県議会議員記章着用規程の規定により貸与された議員記章の取扱いについては、なお従前の例による。